

子ども医療費 受給者証の更新 のお知らせ

子ども医療費受給者証は、7月31日が有効期間となっておりますが、下記に該当するお子さんについては3月31日までとなっているため、4月1日からお使いいただける受給者証を3月下旬に郵送します（高校を卒業する方は3月31日で期間満了により助成終了となります）。

また、中学校を卒業するお子さんについては、高校に進学することが医療費助成の対象条件となるため、継続の手続きが必要です。手続き方法については3月下旬に個別に案内文書を郵送します。なお、今回手続きが必要な方は中学校を卒業する方となりますが、現在高校へ在学中の方も、下記の要件に該当する場合は医療費助成の対象外となり、資格喪失の手続きが必要となりますので、国民健康保険係までお問い合わせください。

数ですが国民健康保険係までお問い合わせください（新たに助成対象となる場合には、申請手続きが必要となります）。

【子ども医療費受給者証送付対象者】

- ・ H19・4・2～H20・4・1 生まれのお子さん
- ・ H25・4・2～H26・4・1 生まれのお子さん

※重度心身障がい者医療費受給者証・ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちのお子さんは有効期間が7月31日までのため、3月中の受給者証の送付はありません。

【更新手続き案内送付対象者】

- ・ H16・4・2～H17・4・1 生まれのお子さん

【医療助成の対象外となる場合】

- ① 高等学校等を退学した方
- ② 婚姻した方
- ③ お子さん自身が医療保険各法の被保険者、組合員または世帯主となった方

【申請先】

- ・ 住民生活課国民健康保険係
- ・ 熊石総合支所住民サービス課
- ・ 落部支所

【問い合わせ先】

住民生活課国民健康保険係
☎0137-62-2112

八雲町介護マーク入り 名札を配布しています



障がい者や高齢者の介護は、周りから見て介護中であることが分かりにくく、誤解や偏見を持たれることがあります。そのため、周囲の人に介護中であることを伝えて温かく見守ってもらえるよう、「介護マーク」入り名札を希望者の方に無料で交付しています。

【利用が想定される場面】

- ・ 介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- ・ 公共施設やスーパーなどが集まる施設のトイレで付き添うとき
- ・ 男性介護者が女性用の下着を購入するとき
- ・ 病院などで一人でも医師等の話を聞けそうに見える方に付き添い、一緒に診察室等へ入るときなど

【交付対象者】

- ① 町内に住所を有する障がい者や高齢者等の介護を行っている方（介護者の方は、町外在住でも構いません）

- ② 町内の介護サービス事業所などで介護に携わる方
- ③ 町内居住で、介護に携わるボランティアをしている方

【申請時の持ち物】

- ① 介護者の本人確認書類（例）
運転免許証、パスポート、保険証など
- ② 要介護者となる方が介護を要すると判断できる証明書の原本または写し（例）
・ 介護保険被保険者証（要介護認定を受けている方のみ）
・ 身体障害者手帳
・ 療育手帳
・ 精神障害者保健福祉手帳
・ その他介護を要することがわかる証書（特定疾患医療受給者証など）等

※申請時、印鑑は不要です。

【配布場所・問い合わせ先】

- ・ 保健福祉課包括支援係（シルバープラザ内）
☎0137-65-5001
- ・ 熊石総合支所住民サービス課
☎01398-2-2365

（広告）

故人への想いを伝えるお手伝い

あおいセレモニー

24時間・365日対応

- ・ 家族葬（50名様までの密葬用ホールあります）
- ・ 寺院・町内の会館を利用し、ご希望にあわせて様々な宗教形式、無宗教形式の葬儀に対応
- ・ 専門スタッフに全てお任せください

〒049-3102
北海道二海郡八雲町東町247-1
電話 0137-64-2855・FAX 0137-66-5015